

郡山市告示第 488 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を作成したため、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 2 日

郡山市長 椎根 健雄

1 地域計画の案の内容

- (1) 名称 地域農業経営基盤強化促進計画
- (2) 地域計画を定める地区 別紙のとおり

2 意見書の提出

各地域計画の案を定める地区の利害関係人は、当該地区の地域計画に対して、次により意見書を提出することができる。

- (1) 意見書様式 別紙様式による。
※別紙様式は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
- (2) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールによる。
- (3) 提出先 郡山市農商工部農業政策課（郡山市役所本庁舎 1 階）
住所 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 ファクシミリ 024-938-3150
電子メール nougyouseisaku@city.koriyama.lg.jp
- (4) 提出期限 令和 8 年 3 月 16 日 午後 5 時 15 分まで
- (5) その他
 - ア 意見書の言語は日本語とする。
 - イ 地域計画の案以外に対しては意見書を提出できない。
 - ウ 地域計画を告示する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて告示し、個別の回答は行わない。
 - エ 意見書の内容を公表する場合において、特定の個人を識別し得る個人情報が含まれるとき及び財産権等を害するおそれがあるときなどは、当該箇所を伏せる。

3 地域計画の案の縦覧

- (1) 場所
 - ア 郡山市ウェブサイト (<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/111/6730.html>)
※個人情報が含まれるものについては、個人情報保護の観点から掲載しない。
 - イ 郡山市農商工部農業政策課（郡山市役所本庁舎 1 階）
- (2) 期間 令和 8 年 3 月 2 日から令和 8 年 3 月 16 日まで
※郡山市の休日を定める条例(平成 2 年郡山市条例第 7 号)第 1 条に規定する市の休日を除く。
- (3) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(別紙) 地域計画を策定する地区

地区名	地区内農業集落名
大槻地区	新町、上町、殿町、胡桃沢、南原、下大谷、滑河内、大橋、向山、矢地内、横山、中ノ平、福楽沢、清水内、室ノ木、太田
東部地区	白岩東部、白岩西部、下白岩、阿久津北、阿久津南、安原、横川、大平、荒井、蒲倉、芳賀
安積地区	柴宮、荒井、南吉田、牛庭、成田
三穂田地区	川田、富岡、下守屋、鍋山、駒屋、野田、八幡、大谷、山口、膳部、芦ノ口、塩ノ原
逢瀬地区	北郷、本郷一、本郷二、本郷屋敷、下郷北部、下郷南部、第一区、第二区、上下白岩、第四区、第五区、別所、堀大、上山田原、下山新、久保原、赤南
片平地区	館西、新町、岩倉、深谷、渡戸、新田口、中村、高森、東庚坦原、西庚坦原、中町、下館、東町、大町
喜久田地区	堀内、見陣原、南町、隠津、第5区、第4区、地田向原、北原、赤堀、早稲原第2区、第3区、第6区、第7区
日和田地区	宮ノ入、日和田第1、日和田第2、三本松、稲荷町、川坂、原、宮下、荒池山、鶴番、久留米、高倉、下萱沼、上萱沼、梅沢、衛門次郎、八丁目
富久山地区	白石田、八ツ山田、南小泉、北小泉、堂坂
湖南地区	舟津、館、横沢、浜路、中野、安佐野、御代、中ノ入、余郷新田、畑境、西側、古町、中町、荒町、東側、馬入新田、両浜、秋山、富永、北町、北中町、南中町、南山田、南町、東岐
熱海地区	中山、雑子内、七瀬、上高玉、下高玉、仲当、青木葉、横川、石筵、竹の内、安子ヶ島、一ノ沢、上伊豆島、下伊豆島、長橋
田村地区	守山、岩作、大供、細田、金沢、山中、大善寺、徳定、御代田、正直、下道渡、上道渡、谷田川、田母神、糠塚、栃本、栃山神、川曲、下行合、上行合、金屋、手代木、小川
西田地区	芹沢、根木屋、鬼生田3区、鬼生田2区、鬼生田1区、鬼生田4区、三町目平、三町目中央、三町目上、大田、李田、宮田、木村、板橋、丹伊田、高柴、土棚
中田地区	羽広、善明寺、宮脇、倉屋敷、台、萩平、館、阿ノ山、沢又、永田、上石下、上石上、滝ノ作、北向、永橋、保戸内、権現堂、赤沼、泉田、館小綱木、折戸大平、長久保寺屋敷、久保、富金、馬石宮下、大久保、貝作、城ノ内、町、野橋、宇津熊、町田前、町、久根込、小中里、大古山高谷、前ノ内、篠坂、橋場、砂畑、道内、北作、五斗蒔田、黒木、亀石、島田、町